

## 富良野市景観条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、良好な景観の形成に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号、以下「法」という。）の施行に関して必要な事項を定め、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、富良野市の景観を守り、育てることを目的とする。

### （基本理念）

第2条 良好な景観は、「峰々の自然とくらしが共生する田園都市ふらの」をめざす姿として、自然と人々との健全な調和を図りつつ、市民の健康で快適な生活を確保しなければならない。

2 良好な景観は、その重要性の意義とともに現在の市民から将来の市民に継承しなければならない。

3 良好な景観は、全ての市民が持つところの健康で文化的な生活を営む権利の保障を、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を自覚し、全力を尽くしてその実現を図らなければならない。

### （市の責務）

第3条 市は、法第2条に定める基本理念及び前条に定める基本理念（以下これらを「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （事業者の責務）

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、その周辺の景観に十分配慮するとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

### （市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、地域の良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するものとする。

### （景観計画）

第6条 市は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法第9条の規定による策定の手続を踏まえ、景観計画を定めるものとする。

### （行為の届出等）

第7条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知（以下「行為の届出等」という。）は、規則で定めるところにより行わなければならない。

### （適用除外行為）

第8条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（1）法第16条第1項第2号に掲げる行為（規則で定める工作物に係る行為を除く。）

- (2) 規則で定める規模以下の行為
  - (3) 農業及び林業並びに畜産業を営むために行う行為
  - (4) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可、認可、届出、住民説明会の開催等を要する行為のうち、規則で定めるもの
  - (5) 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為
- (特定届出対象行為)

第9条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(事前公開)

第10条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、関係住民等へ当該届出に係る行為の内容について周知するとともに、説明会等の方法により、事前に公開しなければならない。

2 届出者は説明会等を行ったとき、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。

3 届出者は、規則で定める標識に所定の事項を記入し、事業予定地の公衆の見やすい場所に設置して、当該届出に係る行為を公開しなければならない。

(勧告又は変更命令の手続)

第11条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするとき、又は法第17条第1項若しくは第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、富良野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(良好な景観の形成を阻害する物件に対する措置)

第12条 市長は、良好な景観の形成を著しく阻害していると認められるものがある場合は、その所有者又は管理者に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(良好な景観の形成を図るための事項への配慮)

第13条 景観計画区域（法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。）において、法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為（附則第5項及び第6項において「届出対象行為」という。）をする者は、景観計画に定める良好な景観の形成を図るための事項に配慮しなければならない。

(景観重要建造物の指定)

第14条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、同条第2項の規定に定めるもののほか、あらかじめ、富良野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の指定)

第15条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、同条第2項の規定に定めるもののほか、あらかじめ、富良野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観審議会の設置)

第 16 条 富良野市における良好な景観の形成の推進を図るため、富良野市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議するものとする。

- (1) この条例の規定により定められた事項
- (2) 良好な景観の形成の推進に関し市長が必要と認める事項

3 審議会は、良好な景観の形成に関し必要と認める事項を建議することができる。  
(組織)

第 17 条 審議会は、12 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の各種団体の推薦を受けた者
- (3) 市民（公募による。）

(委員の任期)

第 18 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 19 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議)

第 20 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(規則への委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 富良野市景観条例施行規則（案）

### （趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び富良野市景観条例（令和2年富良野市条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （行為の届出等）

第2条 条例第7条に規定する行為の届出等（以下「行為の届出等」という。）は、次の各号に掲げる届出又は通知の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

- (1) 法第16号第1項の規定による届出 行為の届出書（別記第1号様式）
- (2) 法第16号第2項の規定による届出 行為の変更届出書（別記第2号様式）
- (3) 法第16号第5項の規定による通知 行為の通知書（別記第3号様式）

### （適用除外行為）

第3条 条例第8条第1項第1号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- (1) 柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物
- (3) 風力発電設備
- (4) 煙突その他これらに類する工作物
- (5) 物見塔その他これらに類する工作物
- (6) 彫像、記念碑その他これらに類する工作物
- (7) 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (8) 自動車車庫の用に供する立体的な施設
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設
- (10) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設
- (11) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物
- (12) 太陽電池発電設備

2 条例第8条第1項第2号の規則で定める規模は、別表第1のとおりとする。

3 条例第8条第1項第4号の規則で定める行為は、次の各号に掲げる法令の規定に基づき、許可、認可、届出、住民説明会の開催等を要する行為とする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第15条
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第2項、第3項及び第6項（同法第16条第4項において準用する場合を含む。）、第20条第3項、第21条第3項、第33条第1項並びに第68条第1項前後

### （関係住民等）

第4条 条例第10条第1項に規定する関係住民等は、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号に規定する行為（以下「行為等」という。）予定敷地に隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者
- (2) 行為等予定敷地に属する町内会又は区会の市民
- (3) 行為等予定敷地に属する町内会又は区会と隣接し、行為等の影響が懸念されると市長が認めた町内会又は区会の市民

（説明会の開催）

第5条 条例第10条第1項に規定する説明会は、日程、場所、行為等の内容等の周知について、事前に関係住民等への通知、回覧その他の方法により行うものとする。

- 2 条例第10条第2項に規定する報告は、関係住民等への説明会等結果報告書（別記第4号様式）によるものとする。

（事前公開の標識）

第6条 条例第10条第3項に規定する標識は、行為等のお知らせ（別記第5号様式）によるものとする。

- 2 標識の設置に係る費用は、事業者の負担とする。

（景観重要建造物を表示する標識）

第7条 法第21条第2項の標識は、景観重要建造物の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

- 2 前項の標識は、別記第6号様式によるものとする。

（景観重要樹木を表示する標識）

第8条 法第30条第2項の標識は、景観重要樹木の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

- 2 前項の標識は、別記第7号様式によるものとする。

附 則

この規則は、令和2年 月 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	行為の区分	規 模
1 法第16条第1項第1号に規定する行為	(1) 新築又は移転	高さ10メートルかつ延べ面積700平方メートル
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の建築物の規模が(1)に規定する規模 イ 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル
	(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「修繕等」という。）	当該建築物の全ての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1（修繕等に係る建築物の規模が(1)に規定する規模以下の場合にあっては、2分の2）
2 法第16条第1項第2号に規定する行為	(1) 新設又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第3条第1項第1号に掲げる工作物 高さ3メートル イ 第3条第1項第2号から第11号に掲げる工作物 高さ10メートルかつ築造面積1,000平方メートル オ 第3条第1項第12号に掲げる工作物 高さ5メートルかつ築造面積2,000平方メートル
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の工作物の規模が(1)に規定する規模 イ 増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が10平方メートル
	(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「修繕等」という。）	当該工作物の全ての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1（修繕等に係る工作物の規模が(1)に規定する規模以下の場合にあっては、2分の2）
3 法第16条第1項第3号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が3,000平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが5メートル

備考 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずるものとする。

行為の届出書

年 月 日

富良野市長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

印

景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

連絡先	住 所		電話番号			
	氏 名		所 属			
行為の場所	富良野市	都市計画法第8条第1項の地域、地区又は街区				
行為の種類及び設計又は施行方法	□建築物	区 分	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観の変更		<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
		用途	高さ・階数	色彩（マンセル表色系）		
		敷地面積	建築面積	延べ面積		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	(増改築分 m <sup>2</sup> )
	□工作物	区 分	□新設 □増築 □改築 □移転 □外観の変更		<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
		用途	高さ	築造面積		色彩（マンセル表色系）
		m	m <sup>2</sup>			
		(増改築分 m)	(増改築分 m <sup>2</sup> )			
□開 発 行 為	区 分	□土地の形質の変更 □屋外における物件の堆積				
	開発区域の面積もしくは物件の堆積面積		法面又は擁壁の高さ	m		
		m <sup>2</sup>	法面又は擁壁の長さ	m		
着手予定日			完了予定日			

- 注1 「届出者」欄は、建築主、築造主又は開発行為をしようとする者の住所等を記載すること。なお、氏名欄に自署した場合は、押印を省略することができます。
- 2 「連絡先」欄は、届出者以外の者が届出内容の照会先となる場合に記載すること。
- 3 該当する口内に、レ印を付すこと。
- 4 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第2条の規定に準ずること。
- 5 「色彩」欄は、マンセル表色系（色を色相、明度、彩度の三属性に基づいて表現する方式）の値を記載すること（マンセル値の記入例：マンセル値 10YR 2 / 1 の場合は、色相 10 Y R、明度 2、彩度 1 と記載する。）。
- 6 関係住民等への説明会等結果報告書（別記第4号様式）を添付するものとする。ただし、同施行規則第3条第1項第1号及び同項第2号に関する届出については、この限りではない。
- 7 次の図書を添付すること。
- (1) 建築物の建築等又は工作物の建設等の場合
- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの【位置図】
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの【配置図】
- エ 建築物又は工作物の彩色が施された 2 面以上の立面図で縮尺 50 分の 1 以上のもの
- オ その他参考となるべき事項を記載した図書（平面図、立面図、パース図等）
- (2) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為の場合
- ア 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの【位置図】
- イ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの【配置図】
- エ その他参考となるべき事項を記載した図書

(日本工業規格 A 4)



別記第2号様式（第2条関係）

## 行為の変更届出書

年 月 日

富良野市長 様

届出者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

景観法第16条第2項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

連絡先	住 所		電話番号	
	氏 名		所 属	
行為の場所	富良野市			
行為の目的				
設計又は 施行方法の 変更内容	変 更 前		変 更 後	
変更の理由				

注 変更にかかる図面等を添付すること。

行為の通知書

年 月 日

富良野市長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

印

景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

連絡先	住 所		電話番号			
	氏 名		所 属			
行為の場所	富良野市	都市計画法第8条第1項の地域、地区又は街区				
行為の種類及び設計又は施行方法	□建築物	区 分	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観の変更		<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
		用途	高さ・階数	色彩（マンセル表色系）		
		敷地面積	建築面積	延べ面積		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	(増改築分 m <sup>2</sup> )
	□工作物	区 分	□新設 □増築 □改築 □移転 □外観の変更		<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
		用途	高さ	築造面積		色彩（マンセル表色系）
				m		m <sup>2</sup>
			(増改築分 m)	(増改築分 m <sup>2</sup> )		
	□開 発 行 為	区 分	□土地の形質の変更 □屋外における物件の堆積			
開発区域の面積もしくは物件の堆積面積		法面又は擁壁の高さ	m			
		m <sup>2</sup>	法面又は擁壁の長さ	m		
着手予定日		完了予定日				

- 注1 「届出者」欄は、建築主、築造主又は開発行為をしようとする者の住所等を記載すること。なお、氏名欄に自署した場合は、押印を省略することができます。
- 2 「連絡先」欄は、届出者以外の者が届出内容の照会先となる場合に記載すること。
- 3 該当する口内に、レ印を付すこと。
- 4 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第2条の規定に準ずること。
- 5 「色彩」欄は、マンセル表色系（色を色相、明度、彩度の三属性に基づいて表現する方式）の値を記載すること（マンセル値の記入例：マンセル値 10YR 2 / 1 の場合は、色相 10YR、明度 2、彩度 1 と記載する。）。
- 6 関係住民等への説明会等結果報告書（別記第4号様式）を添付するものとする。ただし、同施行規則第3条第1項第1号及び同項第2号に関する届出については、この限りではない。
- 7 次の図書を添付すること。
- (1) 建築物の建築等又は工作物の建設等の場合
- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの【位置図】
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの【配置図】
- エ 建築物又は工作物の彩色が施された 2 面以上の立面図で縮尺 50 分の 1 以上のもの
- オ その他参考となるべき事項を記載した図書（平面図、立面図、パース図等）
- (2) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為の場合
- ア 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの【位置図】
- イ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの【配置図】
- エ その他参考となるべき事項を記載した図書

(日本工業規格 A 4)

## 関係住民等への説明会等結果報告書

年 月 日

富良野市長 様

届出者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊞

富良野市景観条例第10条第3項の規定に基づき、行為等について関係住民への説明会等を開催しましたので報告します。

行 為 等 の 名 称	
説 明 会 の 開 催 日	年 月 日 ( )
説 明 会 の 開 催 時 間	時 分 ~ 時 分
説 明 会 の 開 催 場 所	
説 明 会 の 参 加 人 数	人
説明会を開催しなかった場合 事業説明に回った世帯数	人
説 明 の 内 容	
質 疑 ・ 要 望 事 項	
質 疑 ・ 要 望 へ の 対 応	

注 説明会の出席者名簿（住所、氏名を記載したもの）、及び参加者の発言要旨を添付すること

# 行 為 等 の お 知 ら せ

年 月 日

富良野市景観条例第10条第1項の規定により、次のとおり行為の内容について公開します。

行為等の場所	富良野市			
行為等の計画				
行為等の面積				
予定建築物等の概要	建築物等の構造		高 さ	階
	建築物等の面積		階 数	m
事 業 者	住所			
	氏名	TEL		
工事施行者	住所			
	氏名	TEL		
工事予定期間	年	月	日～	年 月 日

注1 標識の大きさは縦横各90cm以上とする。

2 標識は、白地とし文字は黒とする。

3 標識は、風雨等により不鮮明にならない塗料等を使用し、容易に破損又は倒壊しない材料及び構造とする。

別記第6号様式（第7条関係）

この建造物は、景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物である。

富良野市

指定番号 富良野市景観重要建造物第 号

建造物の名称

指定年月日

縦 15センチメートル以上

横 20センチメートル以上

別記第7号様式（第8条関係）

この樹木は、景観法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木である。

富良野市

指定番号 富良野市景観重要樹木第 号

樹木の樹種

指定年月日

縦 15センチメートル以上

横 20センチメートル以上